

大規模倉庫に係る防火対策の注意喚起について

令和3年11月29日（水）に大阪市此花区において、大規模な倉庫で消火活動に長時間を要する火災が発生しました。

当該倉庫火災の火災原因につきましては現在調査中ではありますが、類似の火災の発生を防止するため、大規模な倉庫の関係者の皆様には下記リーフレットを参考に、あらためて火災予防上注意を払う点につきまして、ご確認をお願いいたします。

大規模倉庫における火災の教訓（リーフレット）

平成29年2月16日に埼玉県三芳町で発生した倉庫火災では、発生から鎮火に至るまでに約12日間という長時間を要しました。

3つの教訓

教訓 1 火災発生時は直ちに適切な通報

火災発生者は自ら初期消火を試みたものの、自動火災報知設備が働いてから約1分が経過するまで、119番通報が行われませんでした。事業所の消防訓練では、消火器を用いた消火訓練・避難訓練は定期的に行われていましたが、通報訓練は行われていませんでした。

2ページを参考に、通報訓練を行いましょう。

教訓 2 屋内消火栓設備又は屋外消火栓設備を用いた確実な初期消火

事業所では消火器だけでは初期消火することができず、屋外消火栓設備による消火を試みました。しかしポンプの起動操作が行われておらず、初期消火に必要な放水量が得られませんでした。事業所の消火訓練においては、消火器を使用した訓練は実施していましたが、屋内消火栓設備や屋外消火栓設備を使用した訓練は行われていませんでした。

3ページを参考に、消火訓練を行いましょう。

教訓 3 従業員全員が円滑に避難できることを確認する避難訓練

大規模倉庫の中には、コンベヤ等があるため避難ルートが狭く複雑になっている場合がありますが、避難時は、これが働いていない状態を前提として設計され、避難安全検証法によるシミュレーションを行った結果に即して、避難経路となる階段の数を減らしている場合があります。さらに、火災時は濃煙が立ちこめ、煙幕が強い状態となります。そして、防火シャッターが閉鎖している中を、くくり戸を介しての避難となるため、避難が極めて困難になります。

4ページを参考に、避難訓練を行いましょう。

訓練していたことはできますが、訓練していないことはできません。この火災を教訓に、大規模倉庫における効果的な消防訓練を実施しまししょう。

総務省消防庁

詳細は、下記のリンクサイトから

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/item/prevention001_07_leaflet.pdf